


□ 機内での電子機器の使用は航空法により定められています。

国土交通省の告示において定められた電子機器の航空機内での使用は、法令により禁止されています。違反した場合、50万円以下の罰金が課せられることがあります。

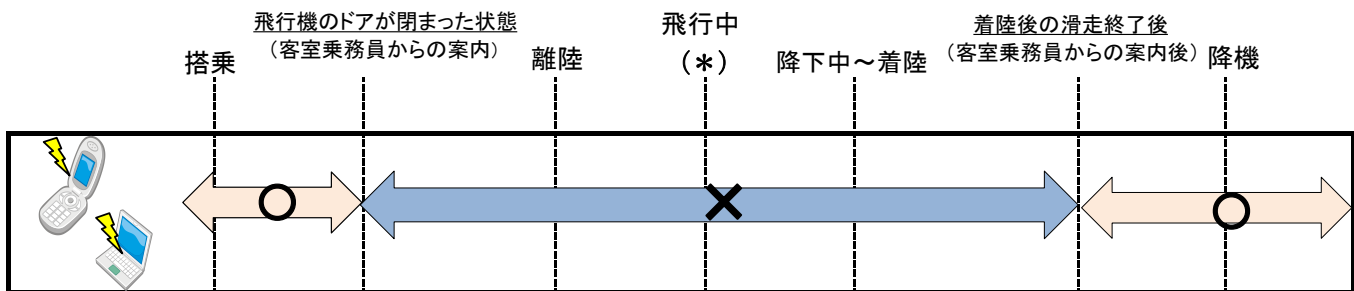
□ 航空機運航の安全に支障を及ぼすおそれがあるものとして、国土交通省が告示で定めた電子機器は以下の通りです。

機内で使用が制限される電子機器

<p>作動時に電波を発する状態にある電子機器</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 航空機外の設備と無線通信を行う状態にある以下の電子機器 <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話（スマートフォン含む） ・PHS ・パーソナルコンピューター(PC) ・携帯情報端末 ・電子ゲーム機 ・携帯型データ通信端末 ● トランシーバー ● 無線操縦玩具 ● ワイヤレスマイク <p>(注) 無線通信の対象が「航空機外」とならない、機器同士のBluetooth接続(ワイヤレスマウスやワイヤレスヘッドホン等)は常に使用できます。</p>
---	--

* 上記以外の電子機器でも、別途当社の定めにより使用を制限させていただいている機器があります。

■ 作動時に電波を発する状態にある電子機器は、「離陸のため航空機の全てのドアが閉ざされた時から」「着陸後の滑走が終了する時」まで使用できません。



- (*) ◆ 飛行機のドアが閉まりましたら、電子機器は機内モードなどの電波を発しない状態（設定）にするか、電源をお切りください。客室乗務員からアナウンスでご案内します。
※電波を発しない状態とは、電源をON（入）にしても通話やメールの送受信機能がOFF（切）になっている状態を指します。
- ◆ 電子機器を航空機外の通信設備に接続して作動させることは禁止されています。
- ◆ 着陸滑走終了後、電子機器が使用できるようになりましたら、客室乗務員からアナウンスでご案内します。
- ◇ 「飛行機のドアが閉まるまで」と「着陸後の滑走終了後」はすべての状態（設定）の電子機器がご使用になれます。
- ◇ 作動時に電波を発しない電子機器は、常に使用できます。

お客様へのお願い

- ・ 電子機器の使用状況について、客室乗務員が声をかけさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。
- ・ ペースメーカー等、医療機器をご使用のお客様が近くにいらっしゃる場合、電子機器の使用をお控えいただくこともありますのでご協力をお願いします。
- ・ 緊急時脱出の妨げとなるような電子機器類は、前の座席の下または座席の上の物入れにご収納下さい。
- ・ 出発時の非常用設備に関するご案内(客室乗務員のデモンストレーション)にご注目下さい。また、安全に関する客室乗務員からのご案内にご注意下さい。
- ・ 機内における携帯電話での通話は、他のお客様のご迷惑となりますのでお控え下さい。